論 文

戦前期における日本とフィンランドの経済関係

大 森 一 宏

はじめに

2019年は、日本とフィンランドの外交関係が始まって100年目にあたる。古来スウェーデン王国下にあったフィンランドであるが、1809年以来ロシア帝国の大公国として一定の自治を保障され、独立への基盤を築いていくことになった。その後、フィンランドは1917年12月にロシアからの独立を宣言するが、日本が同国を国家として承認し、外交関係を樹立するのは1919年5月のことである」。以後、日本とフィンランドの間でさまざまな交流が行われたと推察されるが、少なくとも戦前期における両国間の交流の内容やその実態については十分な研究が行われているとは言い難い。本稿は、戦前期における日本とフィンランドの交流の中から主に経済関係にしぼって、両国の関係や、その前提となる情報の取得経路などの断片について、1次資料を用いて紹介することが目的である。両国における経済関係の歴史的発展の全貌を解明する上で、最初の基礎的作業を試みるというのが本稿の位置づけである。

1. 日本国「フィンランド」国間通商航海条約

外交関係を樹立した日本とフィンランドの両国が次に目指したのは,通商関係の確立であった。日本では,第1次大戦後に誕生したフィンランドなど新興の独立国に対する通商条約締結問題が政府により検討されている。その際,政

¹ 石野裕子 [2017] 第2章, 第3章。もっとも, 当時の政府による公式の説明では, 日本がフィンランドを独立国として承認したのは1921年2月となっている(「日本国「フィンランド」国間通商航海条約御批准ノ件」(アジア歴史資料センター))。

府は下記の方針によりこれら新興国と条約の締結を進めることを決定している。

資料 1

- (一) 新興国ハ追テ条約締結根本方針決定ノ上改メテ完全ナル条約締結ノ交渉ヲ 為スコトトシ此ノ際ハ完全ナル条約締結ニ至ル迄ノ過渡的ノ条約ヲ結フコト
- (二) 右条約二ハ別ニ存続据置期間ヲ設ケス短期ノ予告ヲ以テ何時ニテモ之ヲ廃棄シ得ルコトトシ以テ将来ニ於ケル列強トノ条約改締談判ニ累ヲ及ホササル様留意スルコト
- 四 右条約ニ於テハ輸出入税,内国税其ノ他通商ニ関スル一切ノ事項ニ付最恵 国待遇ノ交換ヲ為シ他国ニ比シ貿易上何等ノ不利ヲ受クルコトナキ様努ム ルコト

要するに政府は、これら新興諸国と「現存」の通商条約にならった最恵国待遇を取り交わす方針を固めたのである²。フィンランドとの通商条約は、資料2にあるように、この方針に基づき1924年6月に調印され、26年10月に批准の交換を行い、同年11月に実施されている。

資料23

帝国政府ハ前期一般方針ニ従ヒ大正十二年春以来在瑞典畑公使ヲシテ芬蘭国 代表者ト「ストックホルム」又ハ「ヘルシングフォルス」ニ於テ商議ヲ為サシ メタル結果遂ニ大正十三年六月七日調印ヲ了セリ今本条約ノ大要ヲ適記スレハ

- (一) 国法遵由ノ下ニ身体及財産ノ保護。入国居住及出訴ノ自由。旅行居住商業 及製造業ニ付国民待遇
- (二) 産業生業職業及家屋製造所店舗ノ借受所有ニ付最恵国待遇
- (三) 動産及不動産ノ取得ニ付相互条件ニ依ル最恵国待遇
- 四 租税其ノ他ノ課金ニ付国民又ハ最恵国待遇
- (五) 住居ノ臨検捜査, 貨物ニ対スル国内税及船舶ニ依ル貨物ノ運送ニ付テハ国

^{2 「2.} 第五十二議会/1第52議会説明参考資料1|(アジア歴史資料センター)。

³ 同上。

民待遇

(六) 強制兵役輸出入税輸出入禁止船舶ノ入港繋留貨物ノ積卸ニ付テハ最恵国待 遇ヲ保障シ其ノ他会社及船舶国籍ノ互認及沿岸貿易, 国境貿易, 内国民漁 業ノ産物ニ関スル条約の適用除外等ヲ規定セリ

而シテ本条約ハ大正十五年十月二十二日「ヘルシングフォーズ」ニ於テ批准 ノ交換ヲ了シ同条約第十九条ニ基キ十一月一日ヨリ実施セラレタリ

なお、条約批准前に1926年1月27日開催の枢密院会議において、この条約とそれに付帯する議定書が全会一致で可決されている。この議定書では、両国それぞれに与えられる待遇についての留保事項について取り決められており、その内容は下記の資料3の通りである。

資料35

二議定書

本日日本国「フィンランド」国間通商航海条約ニ署名スルニ当リ各全権委員 ハ正当ナル委任ヲ受ケ左ノ規定ヲ作成セリ

本条約ニ依リ「フィンランド | 国ハ左記ヲ要求セサルヘシ

- 一日本国ノ附近ニ在ル外国領水ニ於テ取得セラルル魚類及水産物ニ関シ日 本国カ許与シ又ハ許与スヘキ利益
- 二満州トノ特殊ノ地方的経済関係ヲ促進スルノ唯一ノ目的ヲ以テ日本国カ 関税ニ付支那国ニ許与シ又ハ許与スヘキ利益

又日本国ハ左記ヲ要求セサルヘシ

- 一「フィンランド」国カ「エストニア」国ニ許与シ又ハ許与スヘキ利益
- 二北緯五十九度以北ノ航海ニ関シ「フィンランド」国カ瑞典国ニ許与シ又 ハ許与スヘキ利益
- 三北氷洋ニ於ケル「フィンランド」国ノ領水ニ於ケル漁業及膃肭獣漁獲ニ 関シ「フィンランド」国カ露国ニ許与シ又ハ許与スへキ利益

尤モ前記利益ノ何レカカ前記諸項ニ於テ其ノ明白ニ適用セラルル国以外ノ何レカノ国ニ許与セラレ又ハ許与セラルへキ場合ニ於テハ日本国ハ「フィンランド」

^{4 「}衆議院議員選挙法施行令改正ノ件」(アジア歴史資料センター)。

^{5 「「}フィンランド」国」(アジア歴史資料センター)。

国ヲ又「フィンランド」国ハ日本ヲ右別国ト右ノ点ニ付同様有利ニ待遇スヘク 又此ノ点ニ付テハ如何ナル差別モ日本国又ハ「フィンランド」国ニ対シ設ケラ レサルヘキモノトス

千九百二十四年六月七日「ヘルシングフォーズ」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

畑良太郎 (印)

エッチジェー. ジェー. プロコペ (印)

要するに、日本にとっての満州、フィンランドにとってのエストニアなどに ついては、それぞれ特別の関係と認め、最恵国待遇の対象とはならないことな どが取り決められたのである。

2. 貿易の促進と課題

戦前期における日本とフィンランドの貿易額は小さい。具体的には、日本よりフィンランドへの輸出額は1935年179,8千円、1936年322,7千円、1937年600,0千円、1938年368,3千円である。他方で、フィンランドから日本への輸出額は1935年5,052千円、1936年657,5千円、1937年964,2千円、1938年347,2千円となる。

また、両国の貿易の内容についてみると、フィンランドから日本への主要輸出品はパルプとセルローズであり、日本からの主要輸出品は綿布となる。ちなみに、当時のフィンランドの輸出の約40%を占めていたのがイギリスであり、これに次ぐのが10%程度を占めていたドイツであった。また、当時のフィンランドの輸入の主要な相手国もイギリスとドイツであった。。

もっとも、将来に向けて日本とフィンランドの貿易の拡大を期待する動きはあった。例えば、両国間の貿易促進のため直接航路を開始しようとする動きを察知し、日本の汽船会社の代理店を希望するフィンランドの業者がいたことが確認できる。すなわち、1921年10月21日付でスゥエーデンの特命全権大使畑良太郎から外務大臣内田康哉宛に以下のような「本邦汽船会社代理店希望申出ノ件」が報告されている。

⁶ 外務省調査部 [1940] pp. 22-23。

資料47

公第六号

大正十年十月十八日

在芬蘭

公使館二等書記官 二瓶兵二(印)

在瑞典

特命全権公使 畑良太郎殿

本邦汽船会社代理店希望申出ノ件

在本邦芬蘭代理公使ノ報告ニ依レバ本邦貿易業者中芬蘭産パルプ及紙ノ本邦直輸入ヲ計画シツ、アル者アリ之ト関連シ某本邦汽船会社ハ日芬間直接航路開始方考究中ナリトノ事ナルガ大正九年中国際汽船会社所属船ジャバ糖ヲ搭載シテ「ヘルシングフォルス」ニ入港シ本年八月在倫敦高田商会代表者紙及パルプ取引開始ノ為メ仝地ニ出張シ越テ九月端典船ニ依リ芬蘭産パルプ数千頓ノ本邦輸出ヲ見タル為メ芬蘭実業家中対本邦貿易ニ注目スル者次第ニ増加シ特ニ海運界ニ於テハ戦前ノ独逸及露国船ニ代リ「バルチック」海ニ於テ英、瑞、諾、丁諸国船ト競争シ得ルモノハ日米両国船就中日本船ナリト為シ多大ノ注意ヲ惹起シツ、アルガ今般在「ヘルシングフォルス」ジョン、ダールベリ商会ヨリ本邦汽船会社代理店希望ノ趣ヲ以テ別紙ノ通リ日芬航路開始方計画中ナル本邦汽船会社ニ仝商会紹介方願出候ニ付右可然御取計相願度此段申進候 敬具

日本向けへのパルプ輸出の将来性に期待し、日本との貿易に興味を示すフィンランドの実業家が存在するようになったのである。さらに、1924年6月18日にはフィンランド公使館一等書記官となった二瓶兵二から外務大臣幣原喜重郎宛てに以下のような報告が届いている。

資料58

日芬間直接航路開始ノ件

一、「ヘルシングフォルス」ト神戸横浜トノ間ニ毎月一回ノ直接航路ヲ開始シ

^{7 「7.} 在「ヘルシングフォルス」一会社ヨリ本邦汽船会社代理店希望ノ件」(ア ジア歴史資料センター)。

^{8 「39.} 日本芬蘭間直通航路開始自大正十三年八月」(アジア歴史資料センター)。

度ク幸ニ日本汽船会社ノ賛成ヲ得バ拙者(ジョン, ヌルミネン) 芬蘭ニ於ケル 代理店トシテ日芬間ノ貿易ノ発展ニ尽力シ度シ

二、八千噸級ノ日本汽船年十回「ヘルシングフォルス」二入港スルコト、シ之 ニ従事スル汽船四艘ヲ要スベシ

三、目下芬蘭ヨリ神戸横浜及上海へノ直接貨物ハーヶ年ニ紙類一萬四千噸「パルプ」二千七百噸合計一萬六千七百噸ニ過ギザルモ此ノ秋ニ英米瑞ノ諸港ヲ経テ間接ニ日本及支那ニ仕向ケラル、貨物ハ少クトモ直送貨物ノニ倍ニ達スベシ尚ホ愈々直通航路開始セラルレバ

日本及支那行貨物自然増加スヘキニ付芬蘭ヨリ英独其他ノ欧州諸港ヘノ貨物ヲ 利用スル迄モ無ク八千噸級汽船十艘ニ対シテハ帰航貨物ニ困ルコト無キ見込ナリ 四、芬蘭ノ重ナル輸出貨物ハ紙、パルプ、木材、バタ、獣皮、燐寸等ニシテ目 下東洋及南洋ヘノ輸出左程発達シ居ラザレモ日芬間直接航路開始セラレルバ相 当増加スル見込ナリ

五、東洋ヨリ芬蘭へ輸入セラル、貨物ハ米,砂糖,棉花,豆糟,絹物,ゴム,煙草,果物等ナリ

六、日本人青年ニシテ芬蘭及芬蘭方面ノ海運状態ヲ研究セントスル篤志家アラ バ拙者事務所ニテ生活費ヲ負担シ御世話致シ度シ

やはり、フィンランドにおいて日本との貿易に関心を示す実業家がいたことを示す資料であるが、そこに見られる直通航路の開始に向けての期待からうかがわれるように、パルプや木材などの輸送にかかる高いコストが両国間の貿易の進展にとって障害であった。実際に当時の日本でフィンランドとの貿易に関わっていた商社の側も、輸送に多くの時間を要することが、「日芬間貿易の最大なる障害」と考えていた。しかし、1931年にはシベリア鉄道による貨物輸送が実現した結果、「本邦より「フィンランド」へは「シベリア」及「エストニア」経由にて貨物を送付すること可能となり、所要時日を、約三週間に、短縮すること」が可能になった。従来はベルリン向けの貨物を神戸よりスエズ経由で輸送すると60日かかったが、それをシベリア経由の鉄道(急行便)にすると、17日間で到着したという。1930年代に入ると、フィンランドに向けての貿易に必要なインフラも改善しつつあったのであり、両国間の貿易の発展にかかる期待は、さらに大きくなったのではないかと推察される。。

3. 「芬蘭月報」について

戦前には、フィンランドとの経済交流を進める上で必要不可欠なさまざまな情報が、外務省のフィンランド公使館から外務大臣宛てに報告されていた。これらは、海外情報の取得コストの高かった時代においては貴重なものであり、貿易政策の策定などにとどまることなくフィンランドとの貿易に関わる民間とも共有して利用された可能性が高い¹⁰。こうした在外公館から送られる情報の内容を具体的に見るために、1933年12月5日にフィンランド公使館二等書記官市河彦太郎から外務大臣廣田弘毅宛てに報告された月報の構成を以下に示してみよう¹¹。

第一 国内政情

- 一、社会民主党首領ノ演説
- 二、外務省ノ新局創設
- 三、農民党大会
- 四、議会議長選挙
- 五、議会ノ開会
- 六、議会開会前後二於ケル各紙論説
- 七、一九三四年度予算案
- 八、大蔵大臣ノフィンランド経済状況ニ関スル演説
- 九、議会ニ於ケル委員会
- 十、経済審議会ノ内容
- 十一、進歩党首領ノ変更
- 十二、国防税ニ関スル建議案
- 十三、国民愛国党(I.K.L)提出議案
- 十四、青年卜自由主義
- 十五、フィンランド港ラドガ湖間運河開設計画

⁹ 湯浅兄弟商会 [1935] pp. 27-32。

¹⁰ 戦間期の在外公館の果たした機能については、中村宗悦「1996」を参照。

^{11 「8}昭和8年11月27日から昭和8年12月5日」(アジア歴史資料センター) に よる。

駿河台経済論集 第28巻第2号 (2019)

- 十六、大学ニ於ケル二語主義ノ解決案
- 第二 経済及財政
 - 一、輸出入状況
 - 二、セルローズ輸出
 - 三、英国调間ノ催シ
 - 四、フィンランド国立銀行ノ利子引下
 - 五、新マッチ工場ノ設立
 - 六、木材ノ競売
 - 七、漁夫ノ生活難
 - 八、森林労働者ノ賃金
 - 九、インフレーション政策ト現内閣
 - 十、農民ノ住宅問題
- 十一、フィンランド船舶業
- 十二、英芬関税協定
- 十三、フィンランド商船ノ増加
- 十四、フィンランド来遊ノ観光客
- 十五、収穫状況
- 第三 対外関係
 - 一、酒類密輸入船取締ニ関スル英芬条約
 - 二、極東問題ニ関スル「フフブドスタッド」紙論説
 - 三、極東問題ニ関スル「スウェンスカ・プレッセン」紙論説
 - 四、芬仏仲裁条約委員
 - 五、日本産業ノ躍進ニ関スル「フフブドスタッド」紙社説
 - 六、「フフブドスタッド」紙ノ日満蘇関係ニ関スル社説
 - 七、オスロ協定トフィンランド

以上のように「月報」には、フィンランドの政治、経済、国際関係などに関わる多様な内容が取り上げられていたことがわかる。その中で経済・財政について取り上げられている項目の内容についてごく簡単に立ち入って見ると、まず、「輸出入状況」では1934年8月の輸出入額と前年同期のそれが比較されている。「セルローズ輸出」では、フィンランドセルローズ協会が発表した同製品の輸出額などが示されている。「英国週間ノ催シ」では、具体的な英国週間

の催しの内容を紹介した上で、こうした催しが対英黒字を重ねるフィンランド側の英国への配慮によるものであることなどを記している。「フィンランド国立銀行ノ利子引下」では9月における同国立銀行の利子引下の実施について、また「新マッチ工場ノ設立」では9月に新設されたマッチ工場の製造能力などについて、さらに「木材ノ競売」では国有林木材の競売の日程と場所などについて、それぞれ紹介している。

「漁夫ノ生活難」と「森林労働者ノ賃金」では同国の漁業者や森林労働者の生活難などが伝えられている。「インフレーション政策ト現内閣」では9月の同国議会においてインフレーション採用に関する議案が否決されたこと、また「農民ノ住宅問題」では、同じく9月の議会に社民党が「農民住宅改善ノ目的ヲ以テ一億マルクヲ支出スヘシトノ議案ヲ提出」したことなどを紹介している。「フィンランド船舶業」では1928年から32年までの同国入港の船舶トン数などが示されている。「英芬関税協定」では1923年に締結された英国との関税協定が9月に改訂されて、綿製品などに対する輸入税率が低下したことなどが報告されている。「フィンランド商船ノ増加」では同国の商船の隻数とトン数、また「フィンランド来遊ノ観光客」では同国を訪問した外国人観光客数とその国別内訳数、さらに「収穫状況」では1931年から33年までの同国における小麦、ライ麦、大麦、馬鈴薯などの収穫トン数がそれぞれ報告されている。かように経済問題が詳細に報告された背景には、当時の政府の中に日本とフィンランドの貿易関係の拡大に対する期待があったのではないかと推測される。

さらに「月報」では、フィンランド側から見た当時の日本の経済状況についても伝えられており、興味深い。以下では、フィンランドの新聞の社説を紹介している「日本産業ノ躍進ニ関スル「フフブドスタッド紙」社説」を見ることにしよう。

資料6

九月十九日「フフブスタッド」紙ハ社説ニ於テ大要左ノ通述へタリ 日本ハ約八十年前始メテ鎖国ヲ破リテ国際生活ニ入リ五十年ニシテ大国ノ班ニ 列セリ然レドモ尚列国ハ其ノ自然ノ富原ヲ有セサルノ故ヲ以テ日本ノ経済的発 展ニ関シテハ左程注意セサリシ処最近十年十五年ニ於ケル日本産業ノ躍進ハ誠 ニ驚クヘキモノニシテ今世紀当初ニ於ケル同国ノ軍事的並ニ政治的躍進ニモ比

スヘキモノアリ

世界大戦中好運ニモ世界各地ノ市場ニ進出セル日本ハ戦後ニ於テモ一般ノ予想ヲ裏切リ其一旦獲得セル地点ヲ失ハサルノミカ益々進出ノ勢ヲ示シ殊ニ綿糸布ニ於テハ英国ト正面衝突ノ状ヲ呈シ目下印度ノ市場ニ関シテハ日本対英印ノ会議進行中ナリ日本ハ印度ヨリ棉花ヲ買ヒツ、アレバ一度印度ニシテ日本品ニ対シ「ボイコット」ヲ行ハンカ自ラ棉花ノ輸出先ヲ失フノ不利ナル地位ニアリ此点ハ濠州モ日本ニ羊毛ヲ輸出シツ、アレバ同様ノ弱点アルヲ免レズ加之一度日英間ニ通商上ノ抗争起リ極端ナルニ至ラバ逆ニ英国カ恐ル、外交上ノ争議ニ転化スルニ至ルヘシ今ヤ日本ノ工業殊ニ紡績業ハ最モ新式ノ機械ヲ使用シ其ノ能率最高ナレバ英国ノ旧式ナル設備及組織ヲ以テシテハ到底之ニ対抗シ得ズ勿論日本ノ労働者ノ賃金ハ英国ノ夫ヨリモ低率ニアルモ日本品カ日本労働者ヨリ更ニ低賃金ヲ取ル印度労働者ノ生産スルモノヲ駆逐シ彼ノ高関税ニモ拘ラズ印度市場ニ眼醒シキ進出振ヲ示シツ、アル点ヲ考慮スルトキハ徒ラニ日本ニ対シ漫然ト「ダンピング」呼リヲナシ又ハ飢餓賃金ニ関シ悪声ヲ放ツカ如キハ日本ノ実力ヲ知ラサルモノノナス所ナル所以ヲ知リ得ヘシ

この社説では、世界恐慌からいち早く脱した日本経済の実力について高く評価しており、当該期の日本製品の輸出競争力の向上について、低賃金やダンピングから説明をするべきではないという立場を明らかにしている。たしかに1930年代の競争力の向上は、為替の低落に加えて、各産業分野における技術力の向上などが寄与しており¹²、フィンランド側の社説における日本に対する認識は、かなりの程度正鵠を得ていたといってよい。高橋財政の下で高い経済成長を実現した日本経済については、遠く北欧のフィンランドでも注目されていたのである。

なお、こうしたフィンランドにおける日本認識の形成には、同国における知日派の存在が大きな役割を果たしたのではないかと推測される。現在、その全貌を明らかにする用意はないが、例えば外務省の把握していた情報によると、フィンランド人でヘルシンキ大学教授であるグスタフ.ジェー.ラムステット(Gustav J. Ramstedt)は注目に値する。ラムステットは、フィンランド独立とともに初代駐日臨時代理公使となり8年間日本に居住し、1935年の時点にお

¹² 富永憲生 [1999] p. 180。

戦前期における日本とフィンランドの経済関係

いて日芬協会¹³会長を務めるとともに、「常に親日的評論を各種新聞雑誌に寄稿す」と記されている¹⁴。おそらくフィンランドのマスコミなどは、こうした知日派の知識人を通じて、日本に対する正確な情報を得ていたのではないかと思われる。

おわりに

最後に、本稿で明らかにしたことを、簡単に列挙しよう。

- (1) 戦前期においてフィンランドを国家として承認し、外交関係を樹立した日本は、次に通商関係の確立を目指し、1924年6月に同国との通商航海条約に調印した。
- (2) この条約は、当時政府の既存の通商条約にならった最恵国待遇を取り交わすという方針に基づいて締結・実施されたが、満州やエストニアについては例外を認めることなどを取り決めた「議定書」も付帯された。
- (3) 戦前期の日本とフィンランド間の貿易額は小さかったが、日本の汽船会社 の代理店を希望するフィンランドの実業家の存在が確認できるなど両国の 貿易の拡大を期待する動きは見られた。
- (4) 当時、両国の貿易の拡大にとって最大の課題と考えられていたのは、高い輸送コストであった。
- (5) 戦間期の日本には、フィンランド公使館から経済情報を含む同国の多様な情報が送られていた。
- (6) また、フィンランドの新聞の社説などを見る限り、同国は日本経済に関するかなり正確な情報を獲得していた。
- (7) こうした情報は、フィンランドのマスコミなどに対して、ラムステットの

¹³ 戦前期の日芬協会の日本側の理事は、三井財閥の三井高陽が務めていたことは確認できる(「日、芬文化協定関係一件」(アジア歴史資料センター))が、同協会の設立時期や活動内容については不明である。

^{14 「}芬蘭」(アジア歴史資料センター)に依拠。なお、ラムステットは東京帝国 大学で招待講師としてしばしば講義を行った。森本覚丹はラムステットの講義 に触発されて日本語版『カレワラ』を出版したという。この点については、前 掲、石野「2017」p. 122を参照。

ような知日派の知識人によって伝えられていた可能性が高い。

もちろん,本稿で明らかにしたのは,戦前期の日本とフィンランドの関係のごく一部にすぎない。今後は、両国の関係進展にかかわった経済界、政界、知識人などをさらに特定し、その事績を調べるなどして、関係の全体像に迫る試みが求められる。また、戦時期をはさんで、戦後の両国の関係についても経済面などにしぼって明らかにする作業が必要であろう。しかし、これらはすべて今後の課題としたい。

【参考文献】

石野裕子 [2017] 『物語フィンランドの歴史 北欧先進国「バルト海の乙女」の800 年 中公新書

外務省調査部 [1940] 『蘇蒙叢書第五號 芬蘭事情・蒙古人民共和国の行政組織』 富永憲生 [1999] 『金輸出再禁止後の日本経済の躍進と高成長商品』渓水社 中村宗悦 [1996] 「戦間期東南アジア市場における在外公館とその機能」松本貴典編 『戦前期日本の貿易と組織間関係 情報・調整・協調』新評論

湯浅兄弟商会「1935」『最近の「フィンランド」国情勢と本邦貿易に就て』

【1次資料】

「衆議院議員選挙法施行令改正ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A 03033684900枢D00578100 (所蔵館:国立公文書館)

「日, 芬文化協定関係一件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B04013474700 B-1-0-0-J/F11 (所蔵館:外務省外交史料館)

「日本国「フィンランド」国間通商航海条約御批准ノ件」JACAR (アジア歴史資料 センター) Ref.A03033685000枢D00578100 (所蔵館:国立公文書館)

「芬蘭」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02130963100情-105 (所蔵館:外 務省外交史料館)

「「フィンランド」国」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B13090781800条約 彙纂002 (所蔵館:外務省外交史料館)

「2. 第五十二議会/1 第52議会説明参考資料1 JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B03041484700 1-5-2-2 6 2 007 (所蔵館:外務省外交史料館)

「7. 在「ヘルシングフォルス」一会社ヨリ本邦汽船会社代理店希望ノ件」JACAR

戦前期における日本とフィンランドの経済関係

(アジア歴史資料センター) Ref.B11092585500 B3-6-3-95 (所蔵館:外務省外交史料館)

- 「8. 昭和8年11月27日から昭和8年12月5日」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02031529900 A-6-0-0-1 11 001 (所蔵館:外務省外交史料館)
- 「39. 日本芬蘭間直通航路開始 自大正十三年八月」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B11092853800 B-3-6-4-37 001 (所蔵館:外務省外交史料館)
- ※ 本稿は, 平成30年度駿河台大学特別研究助成事業 (研究課題名「日本と北欧 諸国における社会経済文化的側面の総合的比較研究」) の成果の一部である。